

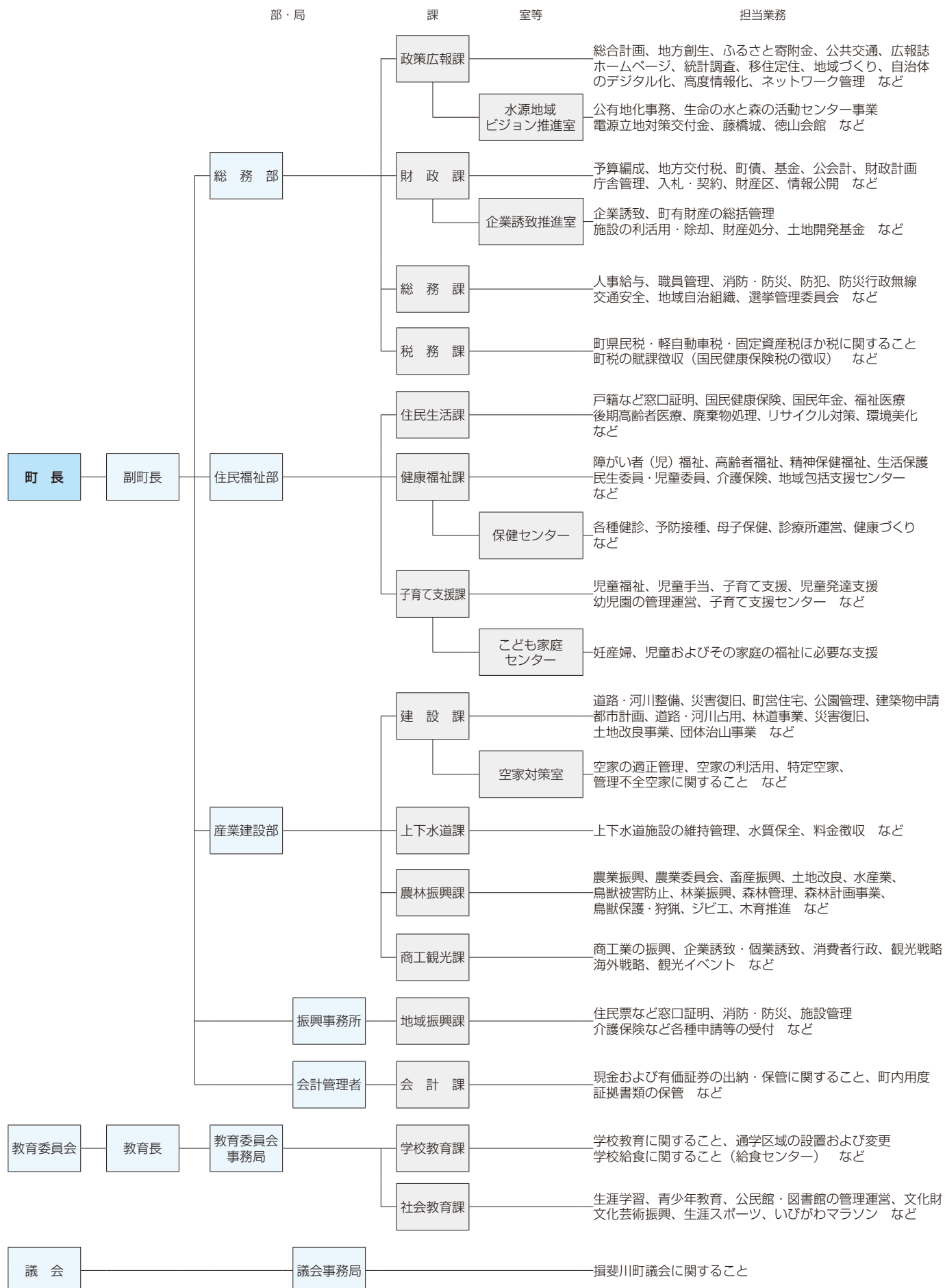
令和7年度 揖斐川町人事異動

(4月1日付けの係長級以上の異動者と新採用者)

氏 名	新 職	前 職
部 長 級		
松 井 孝 二	総務部長兼危機管理監	総務部 次長兼政策広報課長
次 長 級		
田 島 孝 二	総務部 次長兼財政課長	総務部 次長兼財政課長兼土地施設総管理室長
小 森 明	産業建設部 次長兼建設課技監	産業建設部 建設課長
三 輪 哲 司	産業建設部 次長兼農林振興課長	産業建設部 次長兼農林振興課森林経営管理室長
所 貴 宏	教育委員会 事務局長(次長級)	総務部 次長兼政策広報課デジタル推進室長
課 長 級		
神 谷 秀 一	総務部 政策広報課長	住民福祉部 子育て支援課 主幹
竹 山 信 博	総務部 総務課長	総務部 税務課長
土 屋 和 久	総務部 税務課長	総務部 総務課長
若 原 紀 章	住民福祉部 子育て支援課長兼こども家庭センター長	住民福祉部 子育て支援課長
竹 中 正 和	産業建設部 建設課長	谷汲振興事務所長兼地域振興課長
岡 部 治 久	産業建設部 上下水道課長	春日振興事務所長兼地域振興課長
高 橋 良 尚	谷汲振興事務所長兼地域振興課長	坂内振興事務所長兼地域振興課長
北 野 嘉 樹	春日振興事務所長兼地域振興課長	久瀬振興事務所長兼地域振興課長
堀 篤	久瀬振興事務所長兼地域振興課長	久瀬振興事務所 地域振興課 主幹
上 田 憲	坂内振興事務所長兼地域振興課長	産業建設部 農林振興課長
徳 永 恵理奈	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 園長(課長級)	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 園長(主幹級)
高 橋 一 恵	住民福祉部 おじま幼児園 園長(課長級)	住民福祉部 おじま幼児園 園長(主幹級)
主 幹 級		
窪 田 匡 市	総務部 財政課 主幹兼企業誘致推進室長	総務部 財政課 土地施設総管理室 課長補佐
清 水 善 之	住民福祉部 健康福祉課 主幹	住民福祉部 健康福祉課 課長補佐
川 合 さとみ	住民福祉部 健康福祉課 主幹	住民福祉部 健康福祉課 課長補佐
林 輝 恵	住民福祉部 健康福祉課 児童発達支援事業所 主幹	住民福祉部 健康福祉課 児童発達支援事業所 課長補佐
林 幸 世	住民福祉部 子育て支援課 こども家庭センター主幹	住民福祉部 子育て支援課 課長補佐
林 貴 義	産業建設部 建設課 主幹兼空家対策室長	産業建設部 建設課 主幹
増 元 洋 成	産業建設部 農林振興課 主幹	産業建設部 農林振興課 課長補佐
山 本 大 貴	産業建設部 商工観光課 主幹	産業建設部 商工観光課 課長補佐
中 川 幸 治	教育委員会 社会教育課 主幹	教育委員会 社会教育課 課長補佐
樋 口 三千代	谷汲振興事務所 地域振興課 主幹	住民福祉部 健康福祉課 主幹
高 橋 利 彦	坂内振興事務所 地域振興課 主幹	産業建設部 商工観光課 主幹
増 田 裕 子	住民福祉部 いび幼児園 園長(主幹級)	住民福祉部 きよみず幼児園 園長(主幹級)
宗 宮 弥 生	住民福祉部 きよみず幼児園 園長(主幹級)	住民福祉部 かすが幼児園 園長(課長補佐級)
課長補佐級		
岡 崎 康 成	総務部 政策広報課 課長補佐	総務部 総務課 課長補佐
土 屋 英 俊	総務部 政策広報課 課長補佐	(役職定年)
細 野 朋 洋	総務部 財政課 課長補佐	総務部 総務課 課長補佐
松 尾 和 由	総務部 総務課 課長補佐	総務部 財政課 課長補佐
林 宏 昭	総務部 税務課 課長補佐	教育委員会 社会教育課 課長補佐

氏 名	新 職	前 職
瀬 川 泰 子	住民福祉部 住民生活課 課長補佐	住民福祉部 住民生活課 係長
深 尾 恵 美	住民福祉部 健康福祉課 課長補佐	住民福祉部 健康福祉課 係長
高 橋 正 宗	住民福祉部 子育て支援課 課長補佐	住民福祉部 住民生活課 係長
後 藤 竜 介	産業建設部 建設課 課長補佐	産業建設部 農林振興課 課長補佐
今 井 克 喜	産業建設部 上下水道課 課長補佐	坂内振興事務所 地域振興課 課長補佐
岡 部 弥世子	産業建設部 商工観光課 課長補佐	会計課 係長
高 橋 由 利	教育委員会 学校教育課 課長補佐	総務部 政策広報課 デジタル推進室 係長
三 島 晃 照	教育委員会 社会教育課 課長補佐	(再任用)
小 森 陽 治	議会事務局 課長補佐	議会事務局 係長
係 長 級		
林 将 史	総務部 財政課 係長	総務部 政策広報課 係長
土 本 雅 代	総務部 総務課 係長	教育委員会 学校教育課 係長
吉 田 美 貴	住民福祉部 住民生活課 係長	総務部 財政課 係長
小 寺 彩 乃	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター 係長	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター主査
藤 原 輝代子	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター 係長	(再任用)
高 橋 富士夫	住民福祉部 健康福祉課 付(係長級)(揖斐川町社会福祉協議会派遣)	(役職定年)
松 原 由美子	住民福祉部 健康福祉課 付(係長級)(揖斐川町連合派遣)	住民福祉部 健康福祉課 係長
河 瀬 隆 子	住民福祉部 子育て支援課 こども家庭センター 係長	(役職定年)
細 野 貴 正	産業建設部 建設課 係長	産業建設部 建設課 主査
成 瀬 岳 樹	産業建設部 上下水道課 係長	産業建設部 建設課 係長
所 佑 臣	産業建設部 上下水道課 係長	産業建設部 上下水道課 主査
松 浦 亮 太	教育委員会 学校教育課 係長	岐阜県
河 本 聖 子	春日振興事務所 地域振興課 係長	久瀬振興事務所 地域振興課 係長
河 村 里 奈	久瀬振興事務所 地域振興課 係長	春日振興事務所 地域振興課 係長
矢 野 幸 司	久瀬振興事務所 地域振興課 係長	(再任用)
成 瀬 友 紀	住民福祉部 たにぐみ幼児園 保育士(係長級)	住民福祉部 かすが幼児園 保育士(係長級)
新 採 用		
野 口 佳 恵	総務部 政策広報課 主事	
福 井 優 汰	総務部 総務課 主事	
浅 野 佑 華	総務部 税務課 主事	
岩 間 葵	住民福祉部 住民生活課 主事	
野 口 詩づく	住民福祉部 健康福祉課 主事	
林 莉 歌	住民福祉部 健康福祉課 揖斐川保健センター 主事	
福 田 沙 希	住民福祉部 子育て支援課 こども家庭センター 主事	
河 村 英 輝	産業建設部 建設課 主事	
上 田 響 生	教育委員会 社会教育課 兼住民福祉部 健康福祉課 主事	
松 岡 麻 弥	住民福祉部 やまと・きたがた幼児園 保育士(主事級)	
森 口 ももか	住民福祉部 おじま幼児園 保育士(主事級)	

令和7年度 揖斐川町行政組織図



令和7年度犬の登録と狂犬病予防接種集合注射のお知らせ（春日・久瀬・藤橋・坂内地区）

狂犬病予防法により、飼い犬には、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射の接種が義務づけられています。揖斐川町では、次の日程で、犬の登録と狂犬病予防注射を実施しますので、最寄りの会場で受けてください。現在、台帳に登録されている飼い主の方には、別途はがきでご案内しますので、当日必ずご持参ください。

- 対象犬 生後91日以上全ての犬（室内犬、小型犬問わず）
 ■料 金 新規登録 1頭あたり 6,200円（新規登録料：3,000円＋注射料金：3,200円）
 登録済犬 1頭あたり 3,200円（注射代2,650円＋注射済票発行手数料550円）

【注意事項】 ◎飼い主・住所など登録事項の変更や、犬が死亡したときは、事前に変更届を出してください。
 鑑札・注射済票をお持ちの上、揖斐川町役場住民生活課または各振興事務所地域振興課までお越しください。
 ◎狂犬病予防注射の会場などでのフンは、飼い主が始末してください。

地域	月 日	実施場所	実施時間	地域	月 日	実施場所	実施時間
久瀬	5月27日 (火)	公正公民館前	10:00～10:20	春日	5月29日 (木)	滝集会所付近	10:00～10:10
		大西精工前(嵯平)	10:25～10:35			榎多目的集会所付近	10:20～10:25
		外津汲集会場前	10:40～10:50			上ヶ流製茶工場前	10:30～10:40
		日坂公民館前	11:05～11:20			下ヶ流多目的集会所前	10:50～11:05
		榎原集会所前(森下・九戸坂)	11:35～11:45			香六班消防車庫前	11:15～11:25
		小津公民館前	13:10～13:30			旧春日公民館前	11:35～11:45
		久瀬振興事務所前	13:40～14:00			高齢者コミュニティセンター前	12:50～13:10
坂内	5月28日 (水)	諸家三叉路	10:00～10:15			揖斐川町ふれあいバス 古屋停留所付近	13:30～13:35
		坂内生活改善センター前	10:30～10:40			春日振興事務所前	13:50～14:00
		川上集会場前	11:00～11:15				
		広瀬集会所前	11:30～12:00				
藤橋	5月28日 (水)	藤橋振興事務所駐車場	13:15～13:40				

※登録者への案内ハガキは、注射日の2週間ほど前に発送します。ハガキの内容をお確かめの上、お越しください。
 ※動物病院で注射を打つ場合でも、病院にハガキをご持参ください。

【お問い合わせ】

揖斐川町役場 住民生活課 TEL22-2788 春日振興事務所 地域振興課 TEL57-2111 久瀬振興事務所 地域振興課 TEL54-2111
 藤橋振興事務所 地域振興課 TEL52-2111 坂内振興事務所 地域振興課 TEL53-2111

令和7年度揖斐川町保育士等修学資金貸付制度のご案内

揖斐川町立の幼稚園（保育所型認定こども園）等で保育士として勤務する意思のある学生に対して、返還免除規定のある修学資金を貸付け、大学等での修学を支援します。

- 対象者 以下のいずれにも該当する方
 ①大学、短期大学で保育士・幼稚園教諭の養成課程に在学している方
 （全国の大学等を対象にしていますので、町内に住民票がない方も利用できます。）
 （卒業時に保育士資格・幼稚園教諭免許の両資格・免許を取得していることが必要です。）
 ②卒業後、揖斐川町立の幼稚園等で保育士として勤務し、引き続き5年以上勤務する意思のある方（町立幼稚園等の勤務にあたっては揖斐川町職員採用試験を受験していただきます。）

●貸付金額 月額5万円、無利子で最長2年間(120万円を限度とします。)

●募集人数 3名 所得要件は設けていません。

- 返還の猶予 ①大学等に在籍しているとき
 ②卒業後1年以内に町立幼稚園等に勤務し、引き続き勤務を続けているとき
 ③災害、病気、負傷等やむを得ない理由により返還が困難であると町長が認めたとき

- 返還の免除 ①町立の幼稚園等に保育士として5年以上勤務した場合
 ②対象者の死亡または心身の故障により業務に従事できなくなった場合

※上記「返還の猶予」および「返還の免除」に係る条件等を履行できなかった場合は全額、修学資金を返還していただきます。

●申込期限 5月1日(木)～5月30日(金)

●申込方法 申込書類一式と論文(1,200文字以内)を提出(様式等は5月1日(木)より子育て支援課で配布。町ホームページよりダウンロードもできます。)

●選考方法 提出いただいた論文の審査のほか、面接試験および教養試験を実施のうえ、厳正に審査・選考を行います。

●お問い合わせ 子育て支援課 TEL22-2791

揖斐川町職員を募集します

【令和8年度採用】

揖斐川町では次のとおり職員を募集します。

一般行政(大学・短大卒業程度)

○応募資格

令和8年4月1日現在において満30歳以下の方で、大学・短期大学を卒業または令和8年3月卒業見込みの方

社会人(一般行政・土木・森林管理)

○応募資格

令和8年4月1日現在において満26歳以上40歳以下(森林管理は満26歳以上46歳以下)の方で、通算して3年以上社会人経験がある方

保健師

○応募資格

令和8年4月1日現在において満30歳以下の方で、保健師の資格を有する方、または令和7年度内に資格取得見込みの方

保育士

○応募資格

令和8年4月1日現在において満50歳以下の方で、保育士となる資格を有し、保育士登録簿に登録した方または令和7年度内にその登録見込みの方

募集人員

・一般行政(大学・短大卒業程度)

5名程度

・社会人(一般行政・土木・森林管理)

若干名

・保健師

若干名

・保育士

5名程度

受付期間

4月25日(金)～5月26日(月)

1次試験

日時 6月29日(日)

場所 揖斐川町役場

内容 教養試験、事務適正検査ほか

1次試験発表

2次試験

内容 個別面接試験、集団面接試験

最終合格発表

応募方法

受付期間中に次の書類を総務課まで提出してください。

・試験申込書(役場総務課備え付け)

・履歴書(A3サイズの市販の履歴書を用い、カラー写真を貼付)

・卒業(見込)証明書

・有資格者の場合は免許証等の写し

総務課

Tel 22-22113

QRコード

木造住宅の耐震対策支援を行っています

今後起こり得る地震災害に備え、地震に強い安全なまちづくりを目指して、木造住宅の耐震対策支援を実施しています。

【木造住宅耐震診断事業】

「耐震診断」とは建物が持つ構造状態を評価し、耐震性能を判定することです。

耐震診断を実施することで、お住まいの木造住宅の耐震性能を確認するこ

とが可能です。この機会に実施してみたいかどうかでしょうか。

※当事業では「一般診断法」による耐震診断となります。

対象となる木造住宅

補助対象となる住宅は次のとおりです。

①一戸建て、長屋および共同住宅(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)

②店舗併用住宅の場合は、延べ面積の半分以上が住宅として使用されているもの

申請者の負担額 無料

受付棟数 15棟

受付開始日 5月1日(木)

※先着順となりますのでご了承ください。

【木造住宅耐震改修工事補助事業(補強)】

前年度までに耐震診断を実施し、その結果、「倒壊のおそれあり」とされた住宅の補強改修工事を所有者が実施するにあたり、経費の一部を補助するものです。

対象となる改修工事

①岐阜県木造住宅耐震相談士が耐震改修に関する設計および工事監理を実施する工事。

②改修工事によって建物評点が一定以上となることが見込まれる工事。

ただし、町承諾後の着工で事業年度内に工事が終了し、支払い完了できること。

補助金額

対象工事費の最大61.5%(最大

208万9千円。改修の方法により、補助金額が変わりますので、詳しくはおたずねください。)

受付開始日 5月1日(木)

※受付件数に限りがあります。

補助にあたり条件がありますので、詳細についてはお問い合せください。

【木造住宅耐震改修工事補助事業(除却)】

前年度までに耐震診断を実施し、その結果、「倒壊のおそれあり」とされた現に居住している一戸建て住宅の除却工事を所有者が実施するにあたり、経費の一部を補助するものです。

対象となる除却工事

除却工事費(除却設計・工事監理費含む)。

ただし、町承諾後の着工で事業年度内に工事が終了し、支払い完了できること。

補助金額

対象工事費の23%(最大97万8千円)

受付開始日 5月1日(木)

※受付件数に限りがあります。

補助にあたり条件がありますので、詳細についてはお問い合せください。

建設課

Tel 22-2801

倒壊などのおそれがある空家の 除却工事費用の一部を補助します

地域の良好な生活環境の保全と住民の安心な暮らしを確保するため、老朽化して倒壊などのおそれがある危険な空家の除却を行う者に対し、工事費用の一部を補助します。

■申請者

空家の所有者若しくは相続人または当該空家が存する土地の所有者若しくは相続人とする。

■対象となる空家

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家またはそれに準ずる地域の自治会から除却申請がある空家のうち、次の全てに該当する空家とする。

- ①国、地方公共団体または独立行政法人等が所有権を有していないもの
 - ②個人が所有するもの
 - ③所有権以外の権利が設定されていないものまたは空家などの除却について所有権その他権利を有する者の同意を得ているもの
 - ④管理が行き届いておらず、空家である期間がおおむね1年以上のもの
 - ⑤損壊等により、道路や周辺の家屋等に支障を来すおそれのあるもの
 - ⑥道路改良その他公共事業による移転または建替えの補償対象となっていないもの
 - ⑦店舗、倉庫、小屋、納屋、公民館、集会所、神社、寺院の除却でないもの
- ただし、専用住宅と併設されている

ものは除く。

■対象となる工事

- ①補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いまで完了するもの
- ②全部を除却するもの

■対象にならない工事

- ①補助金の交付決定日の前に着工したもの
- ②門扉および塀の撤去に係るもの
- ③他の公的な制度による補助金等の支給を受けているもの

■補助額・上限額

- ①補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)
- ②上限50万円

■注意事項

- ①工事中工前に申請すること
- ②施工業者は、建設業法第3条に規定する土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている業者に限る

■受付開始 5月1日(木)

※受付件数に限りがあります。また、補助にあたり条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

■建設課 空家対策室

Tel 22-2801

ブロック塀などの撤去費用の 一部を補助します

■ブロック塀等撤去補助事業

老朽化や劣化したブロック塀などは、地震などにより倒壊する恐れがあ

ります。倒壊による事故を未然に防ぐため、撤去費用について補助を実施しています。

■対象となるブロック塀など

- ①国・県道および町管理道路(通学路を含む)に接していること
- ②道路地盤面から高さ60cm以上であること

※私道および民地境のブロック塀などは対象外

■補助対象の工事

- ①道路地盤面からの高さを40cm以下に切り下げる、もしくは撤去する工事
- ※原則、同一敷地内の道路に接面する場所にあるブロック塀等は全て工事対象とすること

- ②前面道路が建築基準法第42条第2項に該当する場合は後退範囲内において全撤去とする

■補助額・上限額

- ①補助対象事業費の2分の1
- ②上限10万円

■注意事項

- ①補助した同一敷地内の道路に接面する場所に再度災害につながる恐れのあるブロック塀などを設置しないこと
- ②工事中工前に申請すること
- ③施工業者は、建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業者に限る

※受付件数に限りがあります。補助にあたり条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

■建設課

Tel 22-2801

よりよい川づくりのため 河川愛護モニター募集

国土交通省中部地方整備局では、河川整備、河川の利用、河川環境に関する地域の皆さまの要望を十分把握するとともに、河川愛護思想の普及啓発を図るため、河川愛護モニターを委嘱しています。

令和7年度についても、木曽川上流河川事務所河川愛護モニターを募集します。皆さまのご応募をお待ちしております。

■募集期間 5月7日～5月13日

■募集人員 4名(予定)

■応募資格

- ・20歳以上で木曽川上流河川事務所管内の河川(木曽川、長良川、揖斐川、牧田川、杭瀬川、根尾川)の近隣にお住まいの方
- ・川に接する機会が多く河川愛護に関心のある方

■手当 未定

(参考)令和6年度月額4,580円

■委嘱期間 令和7年7月1日から令和8年6月30日まで

ただし、制度改正等により期間満了以前に委嘱を終了する場合があります
 国土交通省木曽川上流河川事務所
 占用調整課

〒500-8801

岐阜市忠節町5-1

Tel 058-251-1326

※詳細については、木曽川上流河川事務所ホームページをご覧ください。
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisoiyo>

令和7年度留守家庭児童教室 (夏休み期間)の入室申請について

令和7年度留守家庭児童教室(夏休み期間)への入室を希望される保護者の方は申請をしてください。

対象児童

町内在住の小学校1年生～6年生の児童のうち、保護者の就労等の事情で、昼間に児童の面倒を見ることができない家庭の児童で、左記要件を全て満たしていることが必要です。

- ①月に15日以上就労などしていること
- ②就労などにより保護者(祖父母など含む)が昼間留守(おおむね8時から15時以降まで)となる児童で、開設場所まで児童を送迎できる家庭

開室期間・時間

- ・7月22日(火)～8月26日(火)
- (土・日・祝日、
- 8月13日～8月15日は除く)
- ・8時～18時

利用料金

- ・利用料 9,000円(7・8月利用) 4,500円(ひと月のみ)
- ・保険料 270円
- ・利用料・保険料は9月1日(月)に口座振替します
- ・別途「おやつ代」として1,000円が必要で

申請および提出方法

- ①入室希望者：子育て支援課窓口または各留守家庭児童教室で申請書類を入手し、必要事項を記入の上、子育て支援課窓口へ提出
- ②既入室者：別途各教室を通じ入室希

望調査を行うため、申請は不要

受付期間

5月12日(月)～5月30日(金)の平日
8時30分～17時15分

子育て支援課

TEL 22-22791

障がいに関する相談

日常生活での困り事や障がい福祉サービスなどについて、相談支援事業者による巡回相談および身体障害者相談員による相談を実施します。相談は無料で秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

※事前に電話予約が必要です。

日時

- ①10時～②11時
- (1件あたり50分)

場所

揖斐川町役場 第1会議室
(予約・問い合わせ先)健康福祉課
障がい福祉係 TEL 22-22790



セントレア開港20周年「ありがとうヒコーキ」 当選者体験記

二泊三日の沖縄旅行に娘と行くことができありがとうございます。
交通費の分を体験や食事、宿泊に贅沢三昧にてプランをたてました。
宿は二泊ともランキング上位で、スタッフ、お部屋、眺め、食事もとても贅沢でした。沖縄を感じる場所、ウミカジテラス、ホエールウォッチング、民謡居酒屋、国頭村、古宇利、美ら海など数々の場所を訪れ思い出深い旅行となりました。三日目は雨が降りましたが天気に恵まれていたと思うし、雨の沖縄もよいものでした。

また、良きバースデイとなりありがとうございました。



▲ホエールウォッチング

友好都市

芽室町 だより

「人事相互交流7年目です！」

今年度より北海道芽室町へ派遣となりました小谷です。

芽室町の魅力に惚れこんだのは、2年前にイベント出店の際に訪れ参加したのがきっかけでした。この度、芽室町役場で働ける機会をいただき、大変うれしく思います。

芽室町らしさの農業・産業・自然・文化などたくさんの魅力を知り体験することで自分自身の成長につなげ、さらに揖斐川町の魅力を見つめなおし、今後さらなる発展に貢献していきたいと思います。また、芽室町にしかない魅力を積極的に見つけ揖斐川町の皆さまにもお伝えしていきたいと思っています。

今後さらに両町の交流が豊かになるよう精一杯頑張ります。よろしくお願いたします。



(芽室町魅力創造課 小谷)

3月の
ご長寿さん

この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。
皆さん、これからもお元気で長生きをしてください。



はやし たけこ
林 竹枝さん
95歳(北方)



この ふみゑ
古野 ふみゑさん
95歳(谷汲神原)



とみだ ヨネ子
富田 ヨネ子さん
95歳(三輪)



たなか つね
田中 つねさん
100歳(胫永)

「長寿者褒賞事業」の一部
見直しについて

これまで、揖斐川町長寿者褒賞条例に基づき、88歳を迎える方に対し、褒賞を贈る事業を実施してまいりましたが、人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化を踏まえ、高齢者福祉政策全体の見直しを図るなかで、4月1日から本事業を廃止することといたしました。

なお、95歳、100歳褒賞事業は引き続き実施します。ご理解いただきま
すようお願い申し上げます。

健康福祉課

TEL 22-2790

シルバー人材センターからのお知らせ

秋からの剪定予約受付開始

9月からの剪定作業の予約受付を、5月7日(水)より開始します。年内に実施可能な件数は100件程度です。ご希望の方はお早めにお申し込み下さい。なお、作業月の指定、会員の指名は出来ませんのでご了承ください。また、8月までの剪定については、随時受付しています。

お仕事の受付

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りのことがありましたら、まずはお電話にてご相談ください。

(仕事例)

- *草刈り・草取り
 - *襖・障子・網戸張り
 - *庭木剪定
 - *資源ゴミ等の分別
 - *病院などの付き添い
 - *家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、買い物、片付けなど)
 - *軽作業
 - *社内清掃
- その他の仕事もお問い合わせください。

会員募集

令和7年度の会員を募集しています。60歳以上で就業の機会をお探しの方は、お気軽に『事業および入会説明会』にお越しください。

《今月の事業および入会説明会》

5月7日(水)、20日(火)

午前10時開始(約1時間)

※要予約

問(公社)揖斐川町シルバー人材センター

TEL 23-0907

岐阜県からのお知らせ

自動車税種別割の納期限は6月2日(月)です。必ず納期限までに納めましょう。

詳しくは自動車税種別割の納税通知書(5月7日発送)をご覧ください。

問岐阜県自動車税事務所

TEL 058-279-3781